2　法第二条第五号ロの政令で定める法人
法第二条第五号ロの政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とした。（第二条関係）

3　地方公共団体の長等が処理する事務
主務大臣の報告の徴収等の権限に属する事務は、事業者が行う事業であって当該主務大臣が所管するものについての監督に係る権限に属する事務が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととした。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げないとした。（第三条関係）

4　権限の委任
㈠　主務大臣は、内閣府設置法（平成一一年法律第八九号）第四九条第一項若しくは国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第三条第二項の外局の庁の長（以下「外局の庁の長」という。）又は警察庁長官に、事業者のための対応指針の策定及び報告の徴収等の権限のうちその所掌に係るものを委任することができるとした。（第四条第一項関係）
㈡　主務大臣（4㈠によりその権限が外局の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法又は国家行政組織法に規定する官房、局若しくは部の長、官房、局若しくは部の所掌に属しない事務を所掌する職で局長若しくは部長に準ずるもの又は地方支分部局の長に、報告の徴収等の権限のうちその所掌に係るものを委任することができるとした。（第四条第二項関係）
㈢　警察庁長官は、警察法（昭和二九年法律第一六二号）に規定する長官官房、局、部又は地方機関の長に、4㈠により委任された報告の徴収等の権限を委任することができるとした。（第四条第三項関係）
㈣　金融庁長官は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、4㈠により委任された報告の徴収等の権限を委任することができるとした。（第四条第四項関係）
㈤　主務大臣、外局の庁の長又は警察庁長官は、4㈠から㈣までにより権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限及び委任の効力の発生する日を公示しなければならないとした。（第四条第五項関係）

5　施行期日
この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

（政令第三三号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額（現行五二万円）を五四万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額（現行一七万円）を一九万円に、それぞれ引き上げることとした。（第二九条の七第二項、第三項並びに附則第四条第二項及び第三項関係）

2　被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二六万五、〇〇〇円とし、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を四八万円とすることとした。（第二九条の七第五項関係）

3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定（条約第二号）（外務省）

この協定は、地域の経済の監視等を通じ地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献する国際機関として東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（以下「ＡＭＲＯ」という。）を設立すること並びにその運営について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　締約者は、この協定により、目的及び任務の遂行のため完全な法人格及び法的能力を有する国際機関として、ＡＭＲＯを設立する。（第一条関係）

2　ＡＭＲＯは、地域の経済の監視及び地域金融取決めの実施を支援することを通じ、地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献することを目的とする。（第二条関係）

3　ＡＭＲＯは、加盟者のマクロ経済の状況及び金融の健全性について監視し、評価し、及び加盟者に報告すること、地域におけるマクロ経済及び金融に係る危険及びぜい弱性を明らかにすること、危機を緩和するための政策的な勧告を作成することを通じて加盟者を支援すること、地域金融取決めの実施に当たり加盟者を支援すること等を任務とする。（第三条関係）

4　各加盟者は、自己の関係法令により認められる範囲内で、ＡＭＲＯの活動のために合理的に必要とされる関連する情報及び支援をＡＭＲＯに提供するものとし、また、誠実にＡＭＲＯに協力する。（第四条関係）

5　ＡＭＲＯは、毎年、各加盟者と協議（年次協議訪問）を行うことができるものとし、目的及び任務の遂行のために望ましいと認める報告の準備等を行う。（第五条関係）

6　ＡＭＲＯに、執行委員会、諮問委員会、事務局長及び職員を置く。（第六条関係）

7　各加盟者は、執行委員会に代表を出すものとし、このため、代理を二人まで任命することができる。一人の財務代理は、加盟者の政府から財務に責任を有する者が、一人の中央銀行代理は、加盟者の中央銀行又はこれに相当する機関から、任命される。（第七条関係）

8　この協定に基づくＡＭＲＯの権限であって、諮問委員会又は事務局長に付与されていないものは、全て執行委員会に属するものとし、執行委員会は、ＡＭＲＯが準備する報告並びに事務局長が準備する他の報告及び評価の検討、年次報告、年次予算及び事業計画の検討及び承認、事務局長及び諮問委員会の委員の任命等を行う。（第八条関係）

9　執行委員会の会合の定足数は、代理の過半数で合計して付表に定める総投票権数の三分の二以上を行使するものとする。執行委員会の決定は、コンセンサス方式によって行うものとし、コンセンサスに達することができない場合には、付表に定める総投票権数の三分の二以上の多数による承認で効力を生ずる。（第九条関係）

10　諮問委員会は、ＡＭＲＯによるマクロ経済の評価及び勧告に対し、時宜を得た戦略的、技術的かつ専門的な意見を事務局長に提供する。諮問委員会は、経済の専門家である六人以下の委員で構成する。諮問委員会の委員は、執行委員会が任命する。（第一〇条関係）

11　執行委員会は、事務局長を任命する。事務局長は、執行委員会の会合に出席する。事務局長は、地域のマクロ経済及び金融の状況並びに政策に関する定期的な評価を執行委員会へ提供すること等を行う。事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、ＡＭＲＯに対してのみ責任を負い、その他の当局に対しては責任を負わない。（第一一条関係）

12　代理及び代理代行、諮問委員会の委員、事務局長及び職員、ＡＭＲＯのための任務を遂行する専門家等は、任務を遂行している間又は遂行しようとする間に受領した情報を開示してはならない。（第一二条関係）